

教務規定(抜粋)

第3章 履修と修得の認定

(修得の認定)

第5条 修得の認定は次の各項を満たした場合とする。

- 1 第3条の規定により履修が認定されていること。
- 2 当該教科・科目の年度末の学習成績が、5段階評定による「2」以上であること。
- 3 総合的な探究の時間については、履修の認定がなされ、その活動の成果が目標からみて満足できると認められること。

第5章 学習成績の評価・評定

(評価・評定の基準)

第16条 評価の基準は、高等学校学習指導要領に定める当該教科・科目の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価することとし、次の表1のとおりとする。また、観点別評価の各観点のABCについては表2を目処とする。〔「評価・評定に関する細則」〕

表1

目標達成度	評価・評定
十分満足できると判断されるもののうち、特に程度の高いもの	5
十分満足できると判断されるもの	4
おおむね満足できると判断されるもの	3
努力を要すると判断されるもの	2
努力を要すると判断されるもののうち、特に低い程度のもの	1

第7章 出欠席

(出席停止・忌引等)

第20条 次の各項に該当する欠席は「出席停止・忌引等の日数」として取り扱う。

- 1 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数
- 2 学校保健安全法第19条による出席停止の日数
- 3 学校保健安全法第20条による臨時に一部の休業を行った場合の日数
- 4 忌引・法要の日数。ただし、次にかかげる日数以内とし、遠隔地の場合には往復に要する日数を加える。
 - (1) 忌引

ア 父母	7日
イ 祖父母・兄弟・姉妹	3日
ウ ア・イ以外の親族	1日
 - (2) 法要

ア・イの法要	1日
--------	----
- 5 非常災害等で校長が認めた日数
- 6 転学のための受験・旅行に要した日数
- 7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（19条、20条、26条、46条）による入院の日数
- 8 その他、教育上特に必要な場合で、校長により認められて欠席する場合

(公欠)

第21条 次の各項に該当する欠席は公欠とする。この場合、当該科目は欠席、ホームルームは出席として扱い、その旨を出席簿に明記する。

- 1 生徒会派遣規程により各種大会に参加する場合

- 2 慶弔にあたって、ホームルームまたは学校の代表として参列する場合
- 3 進学・就職にともなう健康診断等により授業を欠く場合
- 4 進学・就職試験に要した日数。ただし、進学・就職の受験地が遠隔地の場合は、試験日の他に往復の日数、および必要と認められた日数
- 5 その他、校長により認められて欠席する場合

第8章 定期試験

(実施時期)

第25条 実施時期は原則として次による。なお、実施については、別に定める細則により行う。
(「定期試験実施要領細則」)

	前期	後期
中間試験	6月	11月下旬～12月上旬
期末試験	9月	2月下旬～3月上旬(1・2年)

北海道札幌厚別高等学校生徒心得

高校生活を楽しく有意義なものにするために、お互いにきまりをよく守り、規律ある生活と明るい校風を樹立するように努力しよう。

I 校内生活について

1 校内規律

- (1) 登校は、8時25分までに教室に入るようにする。
- (2) 遅刻・早退・外出する場合は、所定の手続きをする。
- (3) 欠席する場合は、保護者を通じて担任に連絡する。
- (4) 電話の呼び出しは、重要緊急時を除いて取り扱わない。
- (5) 学校には、学習に必要なもの以外は持ち込まない。
- (6) 貴重品は持ってこない。万が一持ってきた場合には自己管理に努め、貴重品袋等を利用して担当の教員に預ける。
- (7) 私物は、校舎内におかない。
- (8) 校内の集会および文書配布・掲示物は、事前に担当者の許可を受ける。
- (9) 生徒間の物品の売買・金銭の貸借は禁止する。
- (10) 建物・校具類・樹木などを常に愛護し落書きや破損しないこと。万一破損の場合は担任・顧問を通じ届け出る。事由によっては弁償の責任を負うこともある。
- (11) 昼食を含む飲食は、教室または談話室でする。

2 校舎・施設の利用

- (1) 放課後・祝日・日曜日・土曜日等に教室その他の場所を利用する場合、事前に担任・顧問教員を通じ、管理責任者の許可を受ける。
- (2) 下校時間は16時30分とする。ただし、下校時間を超えて活動する必要がある場合は、担任・顧問教員の許可を受ける。

II 校外生活について

1 校外生活

- (1) 登下校中は制服を着用し、服装・礼儀・言葉遣いに十分配慮する。
- (2) 交通規則を守り、列車・地下鉄・バス通学の際は、乗降時・車中の態度に注意する。
- (3) 保護者が運転する以外の車、およびバイクの同乗を禁止する。
- (4) 自転車通学は、所定の手続きをし、自転車使用中は交通安全に十分配慮する。
- (5) 生徒手帳（身分証明書）は、常に携帯する。
- (6) 休業中の登校・他校訪問・対外行事参加の場合は、制服とする。ただし部活動生徒については、別に定める異装を認める。

2 出入禁止場所

- (1) 青少年、高校生の出入を禁止している場所。
- (2) パチンコ・麻雀荘・深夜喫茶・ディスコ・遊戯施設・酒類を提供する飲食店、照明・雰囲気的好ましくないところ。法令等で出入を禁じている場所。
- (3) 成人向きの映画館・興行場など。

3 夜間外出・旅行・外泊・アルバイト

- (1) 帰宅は22時00分までとする。
- (2) 外泊は原則として禁止する。
- (3) 登山・サイクリング・キャンプや宿泊を伴う旅行は、保護者またはそれに準ずる引率者を必要とし、事前に届け出る。
- (4) アルバイトは原則として禁止する。ただし、経済的理由等により保護者の同意を得た者に

については、所定の手続きを経て次の範囲内で許可することがある。また、長期休業中については、次の範囲内で届出制とする。

- ア 危険でないこと
- イ 学業に支障がないこと
- ウ 風紀上問題がないこと
- エ 22時までに帰宅できること

4 対外行事参加・団体の所属

- (1) 部活動以外のスポーツ大会・文化的行事への参加は、事前に保護者の許可を得て担任に届け出る。次の場合が予想されるときは参加を禁止する。
 - ア 危険が予想されるもの
 - イ 学業に支障をきたすもの
 - ウ 不健全な行事（反社会的なもの）
- (2) ライブ等、校外集会については、届け出て許可を受ける。
- (3) 社会教育団体に所属し、その団体の行事に参加する者は、あらかじめ担任に届け出る。

5 男女交際について

- (1) 互いの人格を高め合うように努め、友人としての節度を心得た健全な交際を心がける。

6 運転免許について

- (1) 在学中のすべての運転免許の取得を禁止する。ただし、進路決定後、保護者から運転免許取得許可の申請があり、必要と認められる場合に限り、所定の手続きを経て許可することがある。

Ⅲ 礼儀について

1 礼儀

- (1) 来客や教職員に対しては、礼もしくは会釈する。
- (2) 校長室・職員室・事務室等に入る時は必ずノックをし、出入りに際しては礼をする。

Ⅳ 服装等について

1 制服・頭髪等

- (1) 服装は、男女とも本校指定のものを着用し、改造は認めない。
- (2) 正装・夏季略装・式典時用の区分がある。
- (3) 頭髪は清潔に保ち、パーマ・染色・脱色等の加工をしてはならない。
- (4) 装飾や化粧は禁止する。
- (5) 詳細については、別途定める。

上記の項目や内容の見直しについては、本校の状況に基づき、保護者や地域住民等の意見も踏まえながら、適宜検討していきます。

服装等に関する規定

札幌厚別高校 生徒指導部

1 制服 本校指定のデザイン(指定業者＝瀧本、トンボ(ポロシャツ))

○Ⅰ型⇒ブレザー・スラックス・ネクタイ・カッターシャツ(無地・白色・角襟)、指定セーター、指定ポロシャツ(薄青)

○Ⅱ型⇒ブレザー・スカート・スラックス・ベスト・ネクタイ・ブラウス(無地・白色・角襟)、指定セーター、指定ポロシャツ(薄青)

項目	期 間	ブレザー	ソックス	外 靴	ストッキング およびタイツ	指定ベスト (スカートスタイル のみ)	指定セーター	コート	上 靴	ベルト	指定ポロシャツ
正装	(1)4～6月中 (2)10～3月末	着 用	華美でないもの 紺、黒、チャコール グレーのハイソックス	華美なもの・ 底の厚いもの・ 踵の高いものは 避ける(ロング ブーツは禁止)	ベージュ 黒 濃紺 グレー	着 用	着ても着なくても よい				着用不可
略装	6月中～9月末	着用選択自由	同 上	同 上 (下駄・サンダル は禁止)	同 上	Yシャツ着用時は着 用。 ただし指定ポロシャ ツ着用時は着ても着 なくてもよい。	同 上	冬期間はコートを着用 することが望ましい。 その際、華美なもの は避ける	本校指定	色は黒、紺、茶の みとする	○セーターやベストとの組 み合せ可。 ○ブレザーを着用する場 合は不可。 ○ボタンは第2ボタンまで外 してよい
式典時	入学式・卒業式・ 周年式典など	着 用	同 上		同 上	着 用	着用不可				着用不可
備考		改造や違反は学校 預かりとする。 ★スカート丈は膝 皿の中心。	無地であること。フ ンポイント・ハイソッ クス(膝下まで)可。	ロングブーツとは ふくらはぎの部分 をこえるもの。	白に近いベ ージュは不可。ベ ージュのストッキ ング、タイツのみハ イソックスの着用 可		式典当日の登下 校時は着用可			華美なものは禁 止	指定のもの以外は着用不 可

頭髪等に関する規定

共通事項	男子	女子
○清潔感があるように整える。 ○ヘアスタイルは高校生らしいものとし、進路活動にふさわしくない奇抜な髪形は禁止。 ○染色・脱色・パーマ・カール、ドライヤー・こて・整髪料による過度の加工、エクステ、については 禁止。 ○前髪は目にかからないようにする。 ○まゆ毛に過度な加工をしない。 ○化粧およびピアスなどのアクセサリは禁止する。 ○カラーコンタクトレンズの使用は禁止する。	○額を剃り上げたり、ひげを伸ばさない。 ○髪は、襟足にかからない・耳にかからない程度とする。	○ヘアピン・リボン・髪飾りは華美にならないようにする。 ○式典時はリボンは黒とする。 ○色つきのリップクリームは禁止とする。

1 生徒会規約

第1章 総 則

(生徒会の名称)

第1条 本会は北海道札幌厚別高等学校生徒会と称する。

(生徒会の目標)

第2条 本会は本校の校訓に則し、次のような活動を主な目標とする。

(1) 会員相互の親睦、および学校における生活の改善を図る活動

(2) 学校行事への協力に関すること

(3) 生徒会活動を通じて「よく考え、まじめに、がんばる」ことを学び推進する活動

以上の目標達成のため自主的、民主的に運営されなければならない。

なお、本会の議決事項については校長の承認を必要とする。

(生徒会活動の義務)

第3条 本会は、本校の教職員を顧問として指導助言を得ながら本会会員の自治の精神のもとに、すべての活動および決定に参加する平等の権利を重んじて、学校生活向上のため積極的に活動することを義務とする。

第2章 組 織

(生徒会の構成)

第4条 本会は北海道札幌厚別高等学校生徒をもって構成する。

(生徒会の機関)

第5条 本会は活動目標達成のため、次の機関をおく。

(1) 生徒総会 (2) 代議委員会 (3) 執行委員会

(4) 議事運営委員会 (5) 部活動部長会議 (6) 各種委員会

(7) 会計監査委員会 (8) 選挙管理委員会 (9) ホーム・ルーム

(生徒総会の構成)

第6条 生徒総会は本会の最高議決機関であり、本会会員をもって構成する。

(生徒総会の召集)

第7条 定例年1回とする。校長、代議委員会が必要と認めた場合、臨時総会をおくこととする。

(生徒総会の審議事項)

第8条 生徒総会における審議、議決の内容は次の通りである。

(1) 年間活動計画に関すること

(2) 予算、決算に関すること

(3) その他、第7条に関すること

(生徒総会の審議)

第9条 生徒総会は本会会員の3分の2以上の出席をもって成立するものとし、議決には出席者の過半数を必要とする。総会の議長、副議長は本会会員中より、代議委員会において指名する。

(代議委員会の構成)

第10条 代議委員会はホーム・ルームの委員長、副委員長をもって構成する。

(代議委員の任務)

第11条 代議委員は全会員の代表であり、かつ、ホーム・ルームの代表でもあることを自覚して、積極的に生徒会活動に参加し、その向上につとめなければならない。審議の内容についてはホーム・ルームに報告する義務がある。

(代議委員会の召集)

第12条 代議委員会は、次の場合執行委員長が召集する。

- (1) 校長の要求があった場合
- (2) 執行委員会からの要求があった場合
- (3) 代議委員の3分の2以上の要求があった場合

(代議委員会の審議事項)

第13条 代議委員会における審議、議決の内容は次の通りである。

- (1) 規約改正、新設に関する事
- (2) 部、外局、同好会の改廃、新設に関する事
- (3) 第12条に関する事

(代議委員会の審議)

第14条 代議委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとし、議決には出席者の過半数を必要とする。賛否同数の場合にはホーム・ルームで再審議する。

(代議委員会の公開)

第15条 代議委員会はすべて公開とする。ただし、傍聴者の発言権、議決権は認めない。

(代議委員会の説明と答弁)

第16条 代議委員会には執行委員会および必要とされる関係機関の代表が出席し、議題の提案理由の説明、および審議に対して答弁する義務がある。

(執行委員会)

第17条 執行委員会は生徒会運営の企画、立案、執行をする機関である。

（執行委員会の構成）

第18条 執行委員会は下記の役員をもって構成する。

- | | | |
|-----|--------------------|-----|
| （１） | 執行委員長（生徒会長とも呼ぶ） | １名 |
| （２） | 副執行委員長（生徒会副会長とも呼ぶ） | ２名 |
| （３） | 書 記 | ２名 |
| （４） | 会 計 | ２名 |
| （５） | 文化委員長 | １名 |
| （６） | 体育委員長 | １名 |
| （７） | 自治委員長 | １名 |
| （８） | 保健委員長 | １名 |
| （９） | 執行委員 | 若干名 |

（１）～（８）の選出については、立候補に基づく選挙によるものとする。ただし、すべての選挙を実施した後に執行委員が定数に満たない場合は、執行委員長が指名した生徒について代議委員会で提案し、各HRの審議を経て、代議委員会の議決により執行委員に選出することができる。

（９）執行委員については執行委員長が必要と判断したときに、執行委員長が指名した生徒について代議委員会で提案し、各HRの審議を経て、代議委員会の議決により執行委員に選出することができることとする。

（執行委員会の召集）

第19条 執行委員会は執行委員長が召集し、主として次の事項を審議、執行する。

- （１） 本校生徒会各機関の連絡調整に関すること
- （２） 代議委員会への提出議題の立案作成に関すること
- （３） 代議委員会での議決事項に関する執行

（議事運営委員会の構成）

第20条 議事運営委員会はホーム・ルームの議長により構成し、委員の互選により次の役員をおく。

- | | | |
|-----|------------|----|
| （１） | 議事運営委員会議長 | １名 |
| （２） | 議事運営委員会副議長 | １名 |
| （３） | 書 記 | ２名 |

（議事運営委員会の任務）

第21条 議事運営委員会の任務は代議委員会の運営にあたり、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条の条項に基づいて行われなければならない。議事運営に関する細則は別に定めるものとする。

(部活動部長会議の構成)

第22条 部活動部長会議は各部の部長、各外局の局長、同好会の代表1名をもって構成し、次の役員をおくことができる。

- | | | |
|-----|---------------|----|
| (1) | 文化部部長 (本会で互選) | 1名 |
| (2) | 体育部部長 (本会で互選) | 1名 |

(部活動部長会議の審議)

第23条 部活動部長会議は部、外局、同好会について次の事項を審議・執行する。

- (1) 年間活動計画に関すること
- (2) 相互の連絡調整、活動の状況調査報告
- (3) 細則の原案作成

(各種委員会の種類)

第24条 次の4委員会をもって各種委員会とする。

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| (1) | 文化委員会 | (2) | 体育委員会 |
| (3) | 自治委員会 | (4) | 保健委員会 |

(各種委員会の構成)

第25条 各種委員会はホーム・ルームから選ばれた委員2名と第14条選出の各種委員長により構成する。

(各種委員会の召集)

第26条 各種委員会は委員長が必要と認めたときに召集される。会務の執行にあたっては代議委員会、執行委員会と密接な連絡をとらなければならない。

(各種委員会の任務)

第27条 各種委員会の任務は次のとおりである。

- (1) 文化委員会は文化的行事・活動の企画・立案・執行および生徒会会誌の企画・編集・発行業務を行う。
- (2) 体育委員会は体育的行事・活動の企画・立案・執行を行う。
- (3) 自治委員会は風紀に関する企画・立案と週番指導を行う。
- (4) 保健委員会は保健に関する企画・立案・執行を行う。

(会計監査委員会の構成)

第28条 会計監査委員会はホーム・ルームから選ばれた委員1名によって構成し、委員の互選により次の役員をおく。

- (1) 会計監査委員長 1名
- (2) 会計監査副委員長 1名
- (3) 書記 1名

(会計監査委員会の任務)

第29条 会計監査委員会は顧問教師とともに会計の監査に当たり、各機関に金銭のすべての用途について、その報告を要求し、物品の監査を行うことができる。

(会計監査の時期)

第30条 会計監査は前・後期各1回行うことを原則とする。ただし、次の場合は臨時に監査を行わなければならない。

- (1) 学校および顧問教師が必要と認めたとき
- (2) 代議委員会が必要と認めたとき
- (3) 執行委員会が必要と認めたとき

(選挙管理委員会の業務)

第31条 選挙管理委員会は執行委員の選挙を管理運営する期間において、この選挙に関するすべての業務を行う。

(選挙管理委員会の構成)

第32条 選挙管理委員会は各ホーム・ルームから選ばれた委員により構成し、委員の互選により次の役員をおく。

- (1) 選挙管理委員長 1名
- (2) 選挙管理副委員長 1名
- (3) 書記 1名

(選挙管理委員会の業務内容)

第33条 選挙管理委員会は次の業務を行う。

- (1) 選挙の日程と要領の公示
- (2) 立候補者の受付と公示
- (3) 立会演説会の開催
- (4) 投票・開票の管理および結果の公示

(選挙に関する細則)

第34条 選挙に関する細則は別に定める。

(ホーム・ルームの位置づけ)

第35条 ホーム・ルームは生徒会活動推進のための中心的な単位組織であり、第2条の目標達成のため、ホーム・ルームの構成員は一致して協力しなければならない。

(ホーム・ルームの委員選出)

第36条 ホーム・ルームは第5条の定める(1)代議委員、(2)議事運営委員、(5)各種委員、(6)会計監査委員、(7)選挙管理委員を選出しなければならない。

(ホーム・ルームの審議)

第37条 ホーム・ルームはすみやかに次の事項を審議し、その意向を反映させる等、生徒会各機関の運営が円滑に進行するようにつとめなければならない。

- (1) 代議委員会への提出議題、および代議委員会からの議題
- (2) 執行委員会から指示されたこと
- (3) 第5条に定める機関からの提案事項

第3章 会 計

(会計期間)

第38条 生徒会の会計年度は4月1日に始まり・翌年3月31日に終わる。

(活動諸経費)

第39条 生徒会活動に必要な諸経費は入会金、会費、事業収入、その他の収入によってまかなうものとする。

(予算の立案と執行)

第40条 予算の立案と執行は執行委員会が中心になって行う。

(会計の任務)

第41条 執行委員会会計は、会計事務に必要な帳簿に記帳し、整理、保管したうえ必要に応じて提示しなければならない

(決算報告)

第42条 生徒会会計の決算報告は3月とする。

第4章 任 期

(役員の任期)

第43条 役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 執行委員と部活動部長会議役員は10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。
- (2) 会計監査委員、選挙管理委員は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- (3) 代議委員、議事運営委員、各種委員は4月1日から9月30日と10月1日より翌年3月31日までの各半年間とする。

(ホーム・ルーム役員との兼任)

第44条 第43条の役員は原則として他の生徒会役員、ホーム・ルーム役員を兼任できない。

日 課 表（5分短縮）

予 鈴	8 : 2 5	（登校完了）
朝 活 動	8 : 3 0 ~	8 : 4 0
S H R	8 : 4 0 ~	8 : 5 0
1 校 時	8 : 5 5 ~	9 : 4 0
2 校 時	9 : 5 0 ~	1 0 : 3 5
3 校 時	1 0 : 4 5 ~	1 1 : 3 0
4 校 時	1 1 : 4 0 ~	1 2 : 2 5
昼 休 み	1 2 : 2 5 ~	1 3 : 1 0 （予鈴 1 3 : 0 5）
5 校 時	1 3 : 1 0 ~	1 3 : 5 5
6 校 時	1 4 : 0 5 ~	1 4 : 5 0
S H R	1 4 : 5 0 ~	